

第2回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 令和元年7月25日（木）10:00～12:00

場所 市役所本庁舎6階第1会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）審査事項

市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査について【資料1】

（2）協議事項

- ① 地域組織のあり方について（椿委員による発表）【資料2】
- ② 市議会6月定例会について（地域組織のあり方検討に関連する事項）【資料3】
- ③ 地域組織支援モデル事業一括交付金の運用状況について【資料4】
- ④ スケジュールほかについて【資料5】

（3）報告事項

審査結果報告

4 そ の 他

次回日程 9月を予定

5 閉 会

地域組織のあり方について

令和元年7月25日（木）
鳥取市市民自治推進委員会
委員 椿 善裕

2019/7/25

■公民館振興策策定の趣旨



近年、少子高齢化や核家族の進展、団塊の世代の退職などによる社会環境の大きな変化や個人主義の浸透により、地域の活性化や家庭・地域の教育力の低下など「人づくり」「人間関係づくり」に関する様々な課題が顕在化している。

このような中、平成18年12月に施行された新しい教育基本法では、「生涯学習の理念」「家庭教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」などが新設された。

この振興策は、公民館が今日の社会情勢や地域の特性、実情を踏まえながら「住民が集う」「住民が学ぶ」「住民を結ぶ」取り組みを通して、夢と誇りにあふれたふるさと（地域）づくりを実現するための基本的方向性を提案するもの。

公民館振興策イメージ



地域づくりの中核となる
社会教育の充実

地域課題の把握と魅力あ
る公民館事業

気軽に集える公民館

公民館運営審議会等の活
性化

学校・家庭・地域の連携
と人材の確保



公民館を
「人づくり」
「地域づくり」の
活動拠点に

2019/7/25

2

公民館振興策の基本的な考え方



(1) 地域づくりの中核となる社会教育の充実

公民館が担ってきた社会教育活動は、市町村行政が目指す「まちづくり（地域づくり、人づくり）」に欠かすことができない活動であることを、社会教育関係者のみならず行政組織全体で再認識し、組織が変更になった場合でも公民館が担ってきた生涯学習・社会教育活動を継続発展していくことが大切。

(2) 気軽に集える公民館

公民館が地域づくりの拠点となるためには、そこに人が集まらなければなりません。子どもから高齢者まで、気軽に集えるようにするためには、公民館職員が住民とうまくコミュニケーションを図る能力や専門的知識・技術を高めていくことが必要。また、普段から、気軽に利用できるための創意工夫を住民とともに進める視点を持つことが大切。

2019/7/25

3

(3) 地域課題の把握と魅力ある公民館事業

住民のニーズをしっかりと吸い上げ、それぞれの地域の実情（課題）にあわせた学習・活動を計画的に行う。（→住民自治）

(4) 学校・家庭・地域の連携と人材の確保

住民総がかりでの青少年の健全育成のため、事業を通じた住民との積極的な関わりの中で人材の発掘・育成を行うとともに、各人材を有機的に結びつけるコーディネート能力の必要性。

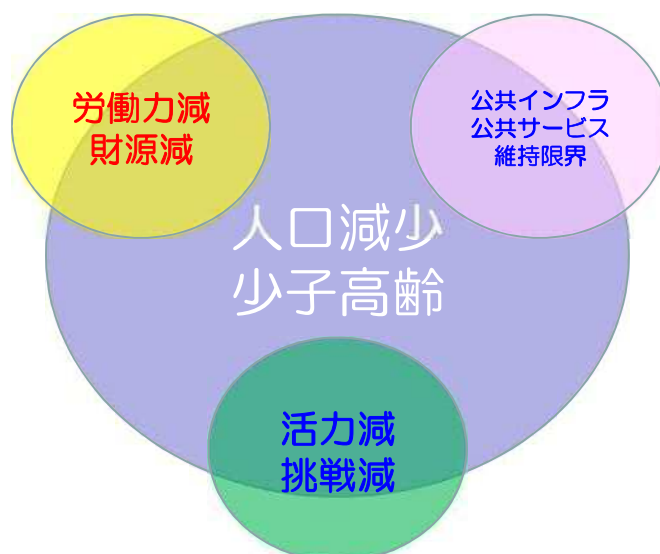
(5) 公民館運営審議会の活性化

2019/7/25

4

「これまで」と「これから」は違う

◆「これから」の地域の考え方



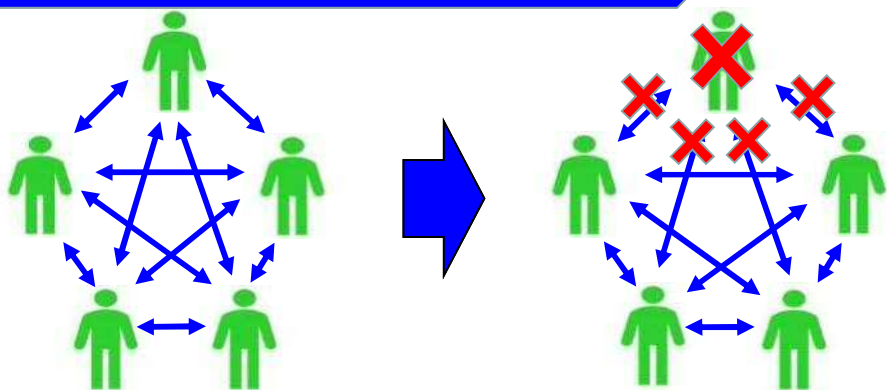
「行事やイベント守る取組み」から

「地域の課題や困りごとを多様な住民たちで担い合って解決する取組み」への転換

2019/7/25

5

人口減少と交流密度



出典／島根県中山間地域研究センター 資料

人口縮小社会では、
ネットワークの減少を
補完する仕組みが重
要！

5人が4人になった場合、ネットワークは10通りから6通りに減少。

（ネットワークの4割が減少）

→残った住民の負担感と不安感が加速度的に増大

→地域崩壊（消滅）の危機

2019/7/25

6

◆例えばこんな「地域活動のススメ方」

しらべる
(検証する)

つたえる

はなす

つくる

自治とは、自分（たち）で決めて、自分（たち）で担うこと。
理解して（効率的に）動けるように、決めるためには、理解できる
場・機会と材料が必要。
手間も時間もかかる場合もあるが、世の中も地域も変わっていく以上、
これまでとは違う判断と取組みが必要。

2019/7/25

7

地域の姿を見る・共有する【鳥取市】



	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
計	200,744	201,740	197,141 ▲1.8%	193,717	189,395 ▲3.9%	184,011	178,157 ▲5.9% ▲8.0%
0~14歳	31,917	28,901	27,036 ▲15.3%	25,742	24,381 ▲9.8%	22,875	21,476 ▲11.9%
15~64歳 (A) (生産人口)	129,638	129,937	123,348 ▲4.9%	115,038	108,809 ▲11.8%	102,820	97,647 ▲10.3%
65歳~ (B) 高齢者率	38,858 19.4%	42,577 21.1%	45,363 +16.7% 23.0%	51,027 26.3%	56,205 +23.9% 29.7%	58,316 31.7%	59,034 +5.0% 33.1%
A÷B	3.3人	3.1人	2.7人	2.3人	1.9人	1.8人	1.7人
65歳~74歳	21,896	21,102	20,531	24,486	27,679	25,406	22,886
75歳~	16,962	21,475	24,832 +46.3%	26,541	28,526 +14.9%	32,910	36,148 +26.7%
85歳~	4,438	5,630	7,397 +66.7%	9,424	11,249 +52.1%	11,972	12,732 +13.2%

2019/7/25

国勢調査+国立社会保障・人口問題研究所 予測 8

地域の姿を見る・共有する【鳥取県】 「高齢者」への対応は？



人口(人)	計	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90以上
人数	170,469	45,984	33,995	30,091	27,695	20,128	12,576
要介護3以上	12,993	527	689	1,242	2,384	3,447	4,705
年齢層に占める 比率	7.6%	1.1%	2.0%	4.1%	8.6%	17.1%	37.4%
該当者に占める 比率	(100%)	4.0%	5.3%	9.6%	18.3%	26.5%	36.2%

人口(人)	85歳以上
人数	32,704
要介護3以上	4,854
年齢層に占める 比率	14.8%
該当者に占める 比率	27.3%

2019/7/25

85歳以上の7人に1人が要介護3以上

要介護3以上の人の4人に1人は85歳以上

2015年の国勢調査と、同年の介護保険事業状況報告(厚生労働省)より 9

■地域の姿を見る・共有する【全国】 「高齢者」への対応は？



人口（万人）	計	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳
人数	3,386.9	975.9	778.7	635.4	502.6
要介護3以上	210.3	9.4	14.1	24.4	42.1
年齢層に占める比率	6.2%	1.0%	1.8%	3.8%	8.4%
該当者に占める比率	(100%)	4.5%	6.7%	11.6%	20.0%

人口（万人）	85歳以上
人数	494.3
要介護3以上	120.3
年齢層に占める比率	24.3%
該当者に占める比率	57.2%

85歳以上の4人に1人が要介護3以上

要介護3以上の人の2人に1人は85歳以上

2015年の国勢調査と、同年の介護保険事業状況報告（厚生労働省）100

■地域の姿を見る・共有する【鳥取市】



	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
計	200,744	201,740	197,141	193,717	189,395	184,011	178,157
男 女	97,451 103,293	98,333 103,407	95,959 101,182	94,151 99,566	92,084 97,311	89,441 94,570	86,527 91,630
2000年比	100 100	101 100	98 98	97 96	94 94	92 92	89 89
高齢者数	38,858	42,577	45,363	51,027	56,205	58,316	59,034
率(人口比)	19.4%	21.1%	23.2%	26.6%	29.7%	31.7%	33.1%
後期高齢者数	16,962	21,475	24,832	26,541	28,526	32,910	36,148
男 女	5,775 11,187	7,539 13,936	8,798 16,034	9,520 17,021	10,520 18,006	12,914 19,996	14,582 21,566
率(同)	8.5%	10.7%	12.7%	13.8%	15.1%	17.9%	20.3%
65-74歳	21,896	21,102	24,486	24,486	27,679	25,406	22,886
男 女	9,701 12,195	9,379 11,723	9,374 11,157	11,724 12,762	13,496 14,183	12,164 13,242	10,780 12,106
率(同)	10.9%	10.5%	12.5%	12.8%	14.6%	13.6%	12.8%
85歳以上	4,438	5,630	7,397	9,424	11,249	11,972	12,732
男 女	1,233 3,205	1,459 4,171	1,918 5,479	2,706 6,718	3,343 7,906	3,641 8,331	4,043 8,689
2000年比	100 100	118 130	156 171	219 210	271 247	295 260	328 271
率(同)	2.2%	2.8%	3.8%	4.9%	5.9%	6.5%	7.1%
総世帯数	67,382	71,884	73,118	75,723	77,978	80,174	82,276
一般世帯数	67,382	71,884	73,118	75,723	77,978	80,174	82,276
世帯当たり人数	2.87	2.73	2.63	2.48	2.38	2.25	2.12
6歳未満同居	8,470	8,414	7,785	7,375	7,594	7,375	7,166
18歳未満同居	21,683	20,363	18,810	17,727	17,820	17,089	16,415
率(全世帯比)	32.2%	28.3%	25.7%	23.4%	22.9%	21.3%	20.0%
65歳以上単身	4,258	4,975	5,663	7,240	7,397	7,773	7,937
65歳以上夫婦	5,120	4,553	5,154	6,308	6,161	6,334	6,405
高齢者のみ世帯	9,378	9,528	10,817	13,548	13,558	14,107	14,343
率(同)	13.9%	13.3%	14.8%	17.9%	17.4%	17.6%	17.4%
三世代同居	11,942	10,720	9,436	7,671	6,967	6,367	6,084
三世代同居率	17.7%	14.9%	12.9%	10.1%	8.9%	7.9%	7.4%

地域姿を見る・共有する【鳥取市】「世帯のカタチ」



世帯数	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総世帯数	67,382	71,884	73,118	75,723	77,978	80,174	82,276
一般世帯数	67,382	71,884	73,118	75,723	77,978	80,174	82,276
6歳未満同居	8,470	8,414	7,785	7,375	7,594	7,375	7,166
18歳未満同居	21,683	20,363	18,810	17,727	17,820	17,089	16,415
65歳以上単身	4,258	4,975	5,663	7,240	7,397	7,773	7,937
夫婦のみ 高齢者	5,120	4,553	5,154	6,308	6,161	6,334	6,405
三世帯同居	11,942	10,720	9,436	7,671	6,967	6,367	6,084
一般世帯人口	193,176	196,078	192,037	187,743	185,576	180,289	174,607
一般世帯当たり人数	2.87	2.73	2.63	2.48	2.42	2.36	2.34
一般世帯人口/総数	96%	97%	98.1%	97.9%	98.0%	98.0%	98.0%
18歳未満同居世帯率	32.2%	28.3%	25.7%	23.4%	22.9%	21.3%	20.0%
高齢者のみ世帯	9,378	9,528	10,817	13,548	13,558	14,107	14,343
高齢者のみ世帯	13.9%	13.3%	14.8%	17.9%	17.4%	17.6%	17.4%
6歳未満同居/0-19歳人口	18.9%	20.6%	21.1%	22.0%	22.7%	23.5%	24.2%
18歳未満同居/0-19歳人口	48.4%	50.0%	51.0%	52.1%	53.2%	54.4%	55.5%
高齢者単身/高齢者数	11.0%	11.7%	12.5%	12.9%	13.2%	13.3%	13.4%
高齢夫婦世帯/高齢者数	13.2%	10.7%	11.4%	10.9%	11.0%	10.9%	10.9%
総世帯当たり人数	2.98	2.81	2.70	2.55	2.43	2.30	2.17
三世帯同居率	17.7%	14.9%	12.9%	10.1%	8.9%	7.9%	7.4%

2019/7/25

国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所 予測 12

地域姿を見る・共有する【倉吉市】



国勢調査・国立社会保障・人口問題研究所 予測

世帯数	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総世帯数	17,750	18,119	18,186	18,457	18,600	18,729	18,803
一般世帯数	17,750	18,119	18,186	18,457	18,600	18,729	18,803
6歳未満同居	2,157	1,969	1,868	1,772	1,759	1,711	1,630
18歳未満同居	5,469	4,909	4,511	4,231	4,038	3,834	3,570
65歳以上単身	1,590	1,850	1,999	2,427	2,407	2,443	2,412
夫婦のみ 高齢者	1,855	1,590	1,672	1,919	1,790	1,763	1,716
三世帯同居	3,198	2,866	2,607	2,079	1,883	1,699	1,603
一般世帯人口	51,786	50,266	48,314	46,521	44,837	42,792	40,647
一般世帯当たり人数	2.92	2.77	2.66	2.52	2.46	2.41	2.38
一般世帯人口/総数	96%	96%	95.6%	95.2%	94.9%	94.5%	94.2%
18歳未満同居世帯率	30.8%	27.1%	24.8%	22.9%	21.7%	20.5%	19.0%
高齢者のみ世帯	3,445	3,440	3,671	4,346	4,197	4,206	4,127
高齢者のみ世帯	19.4%	19.0%	20.2%	23.5%	22.6%	22.5%	22.0%
6歳未満同居/0-19歳人口	19.0%	19.7%	20.6%	21.3%	22.1%	22.9%	23.7%
18歳未満同居/0-19歳人口	48.3%	49.2%	49.7%	50.3%	50.8%	51.4%	52.0%
高齢者単身/高齢者数	12.4%	13.5%	14.0%	14.4%	14.7%	14.8%	14.9%
高齢夫婦世帯/高齢者数	14.5%	11.6%	11.7%	11.1%	10.9%	10.7%	10.6%
総世帯当たり人数	3.04	2.90	2.79	2.66	2.54	2.42	2.29
三世帯同居率	18.0%	15.8%	14.3%	11.3%	10.1%	9.1%	8.5%

2019/7/25

「これまで」の標準

学校を出てすぐ正社員として就職。

結婚して子どもが生まれ家庭ができ、

父親が仕事を、

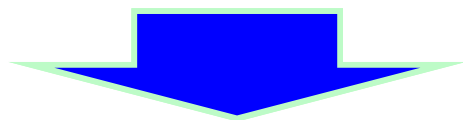
母親が家庭を担う。

2019/7/25

東京大学教授 本田 由紀さん／日本海新聞か14

「標準世帯」って？

夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、
世帯主1人が仕事をして家計を支えている世帯



この世帯がピークだったのは、
1974年（昭和49年）
全世帯数の**14.6%**

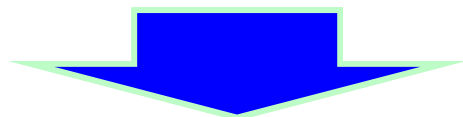
2019/7/25

国勢調査

15

「標準世帯」って？

夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、
世帯主1人が仕事をして家計を支えている世帯



2017年では・・・

4.6%

「標準世帯」って？

2017年では・・・

1位 仕事をしてない1人世帯 17%

→高齢者の1人世帯中心？

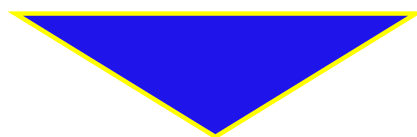
2位 仕事を持っている1人世帯 15.7%

→晩婚化・非婚化の影響？

1位+2位の1人世帯＝32.7%

「これまで」と「これから」は違う

今ある制度や枠組みが、古い「標準的」を前提としているものが少なくない。

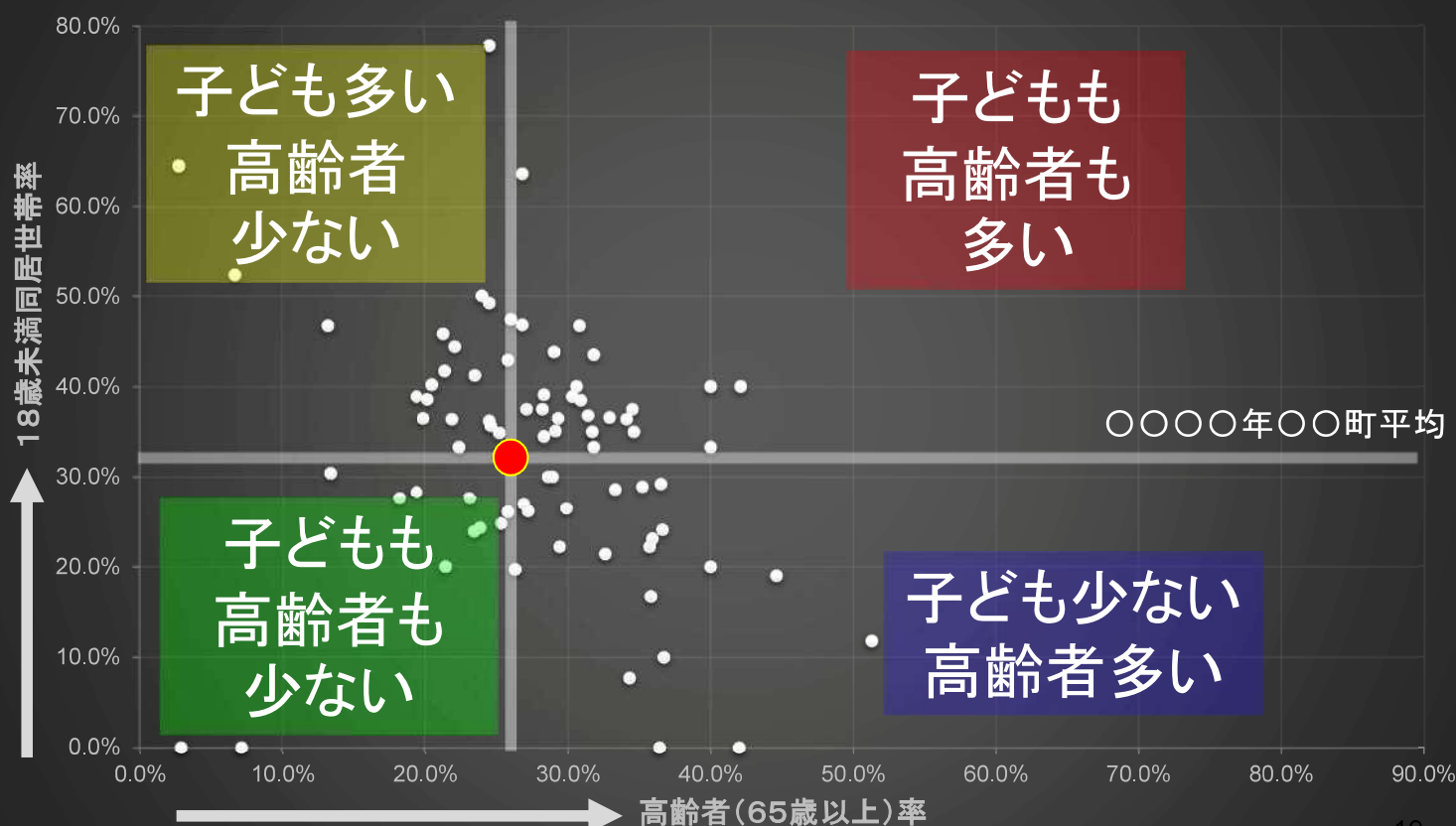


雇用、社会保障、教育、
住宅、医療・・・

2019/7/25

18

●●●●年●●町各地域人口分布／「18歳未満同居世帯率」×「高齢者(65歳以上)率」

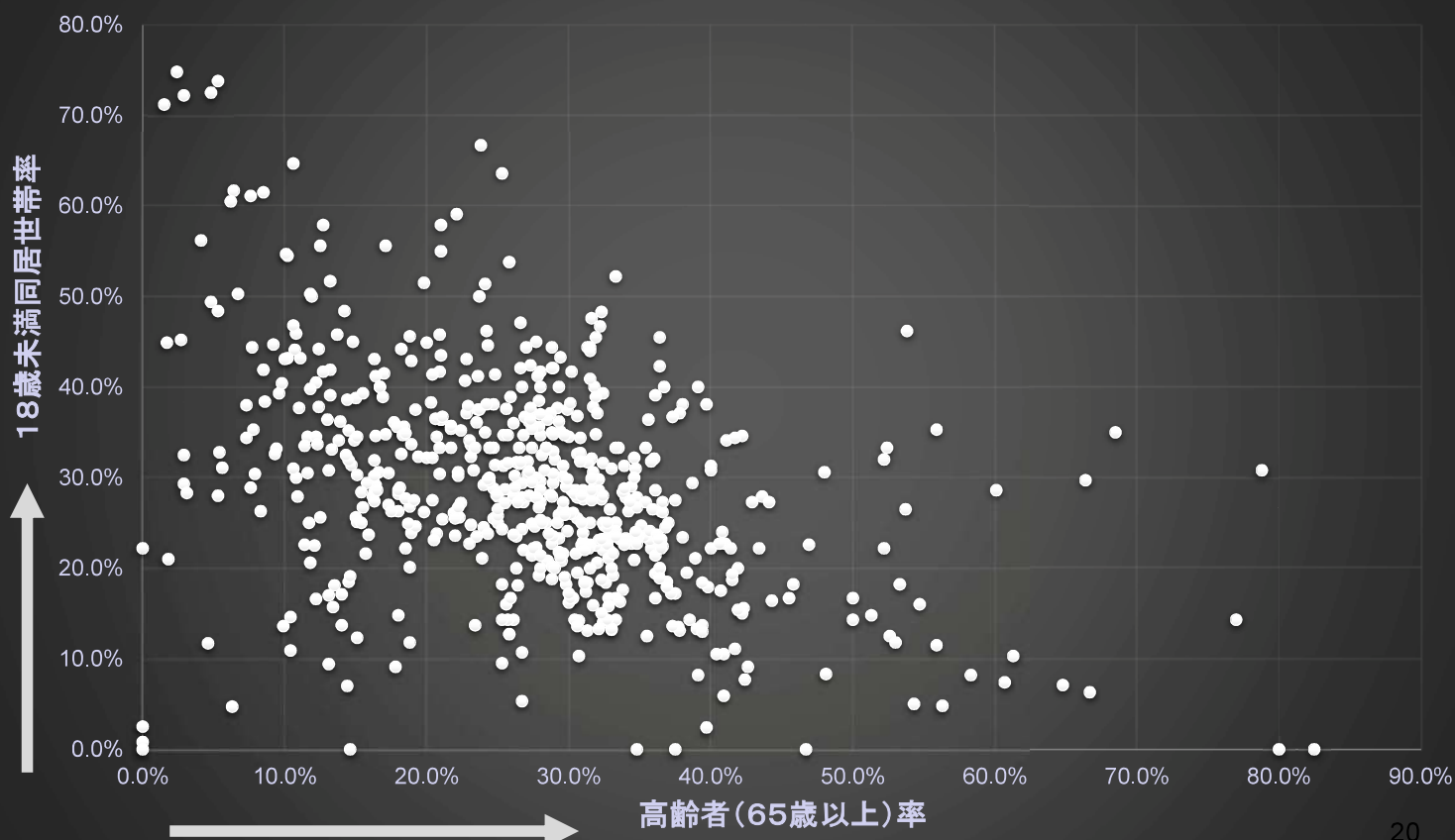


19

【地域の姿を見る・共有する】鳥取市



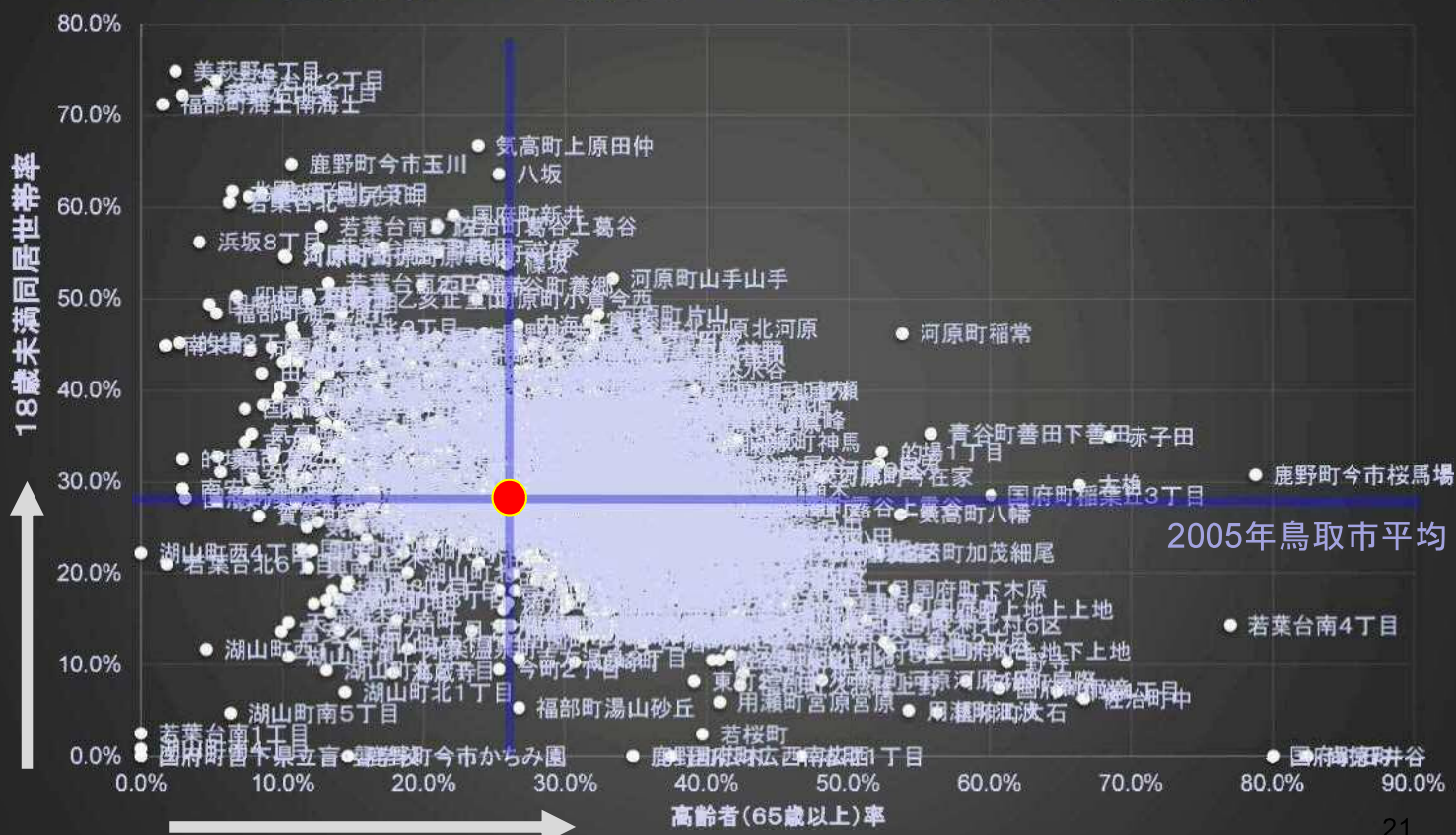
2005年鳥取市各地区人口構成分布／「18歳未満同居世帯率」×「高齢者率」



【地域の姿を見る・共有する】鳥取市



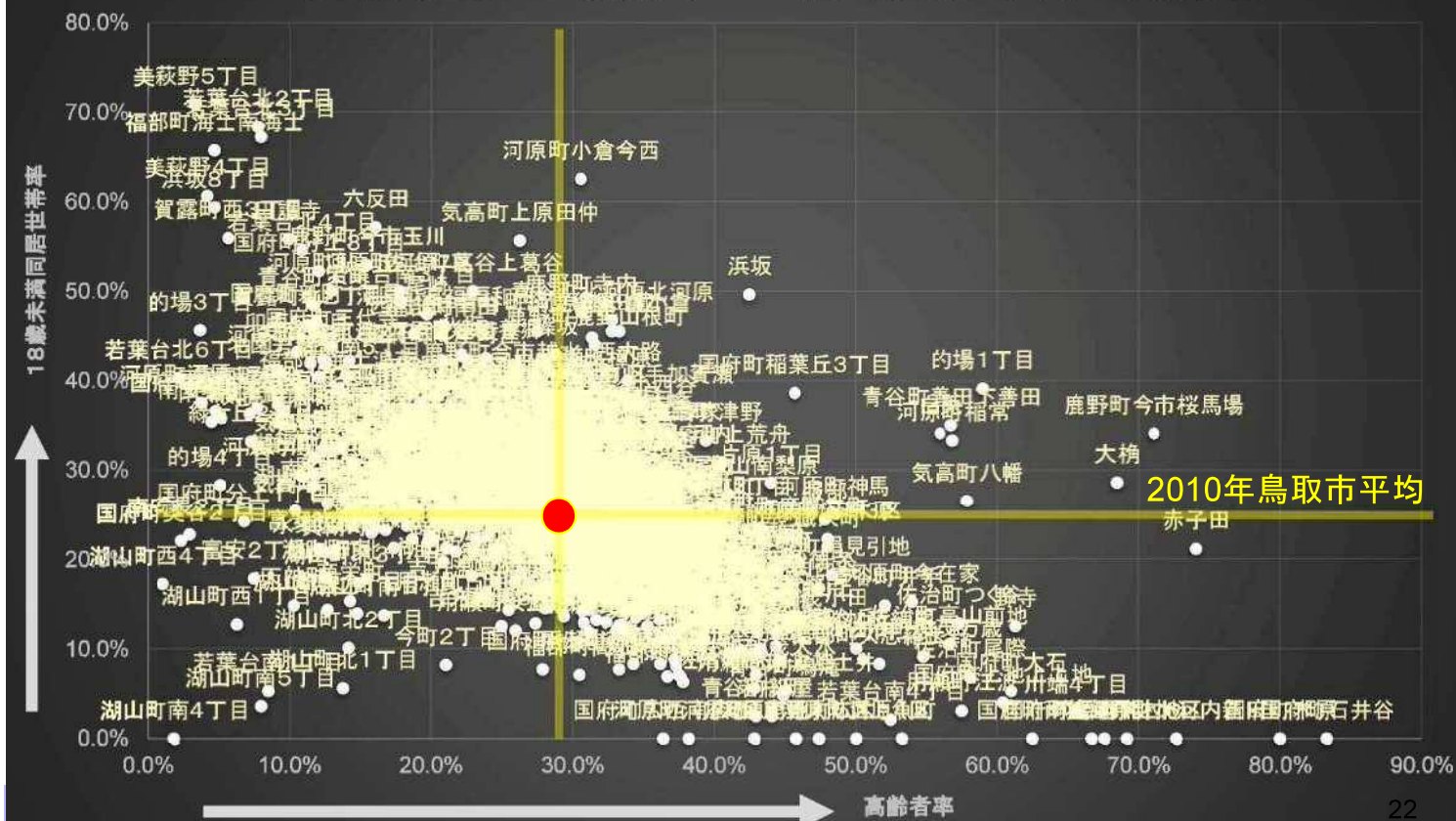
2005年鳥取市各地区人口構成分布／「18歳未満同居世帯率」×「高齢者率」



【地域の姿を見る・共有する】鳥取市



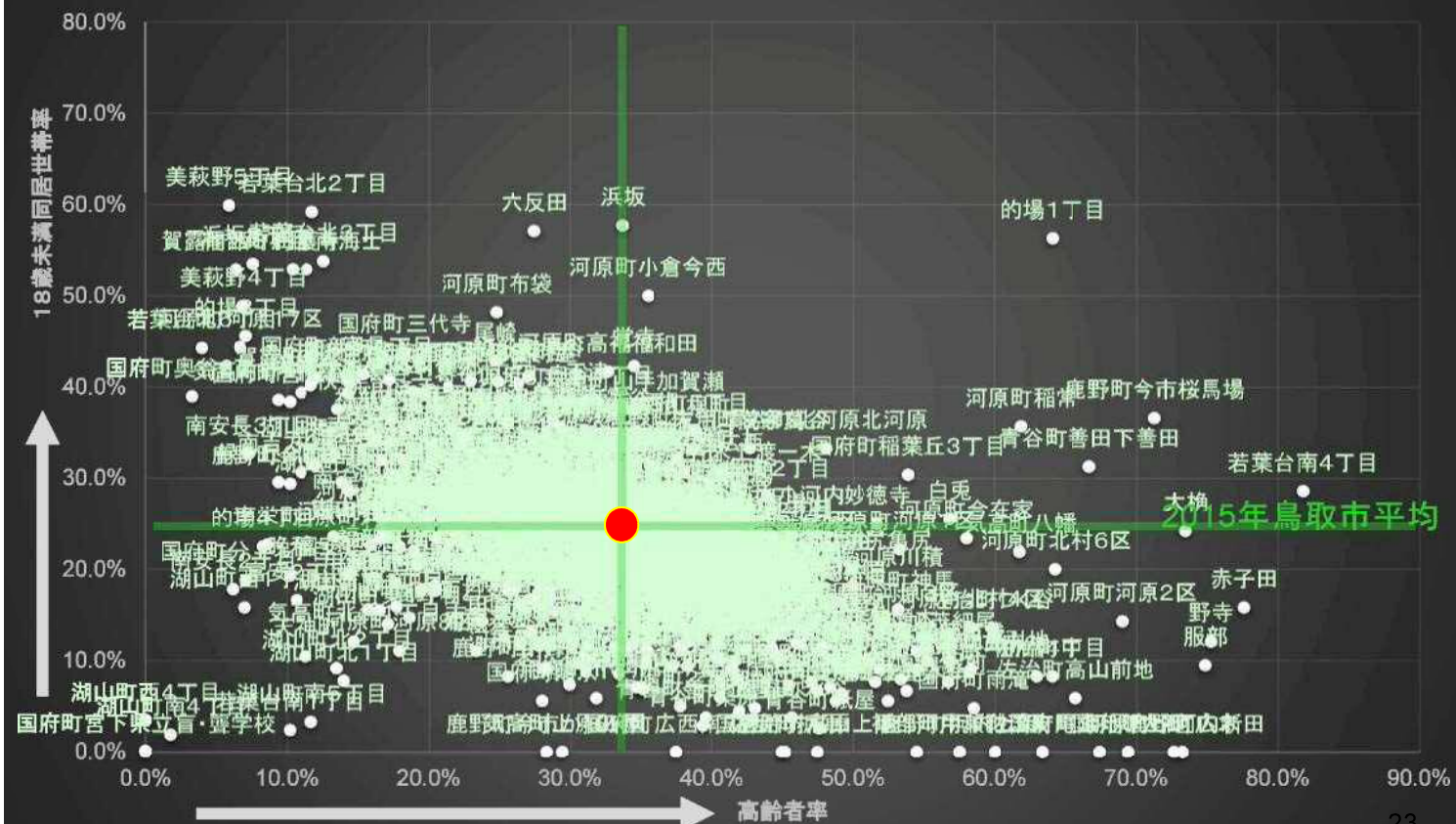
2010年鳥取市各地区人口構成分布／「18歳未満同居世帯率」×「高齢者率」



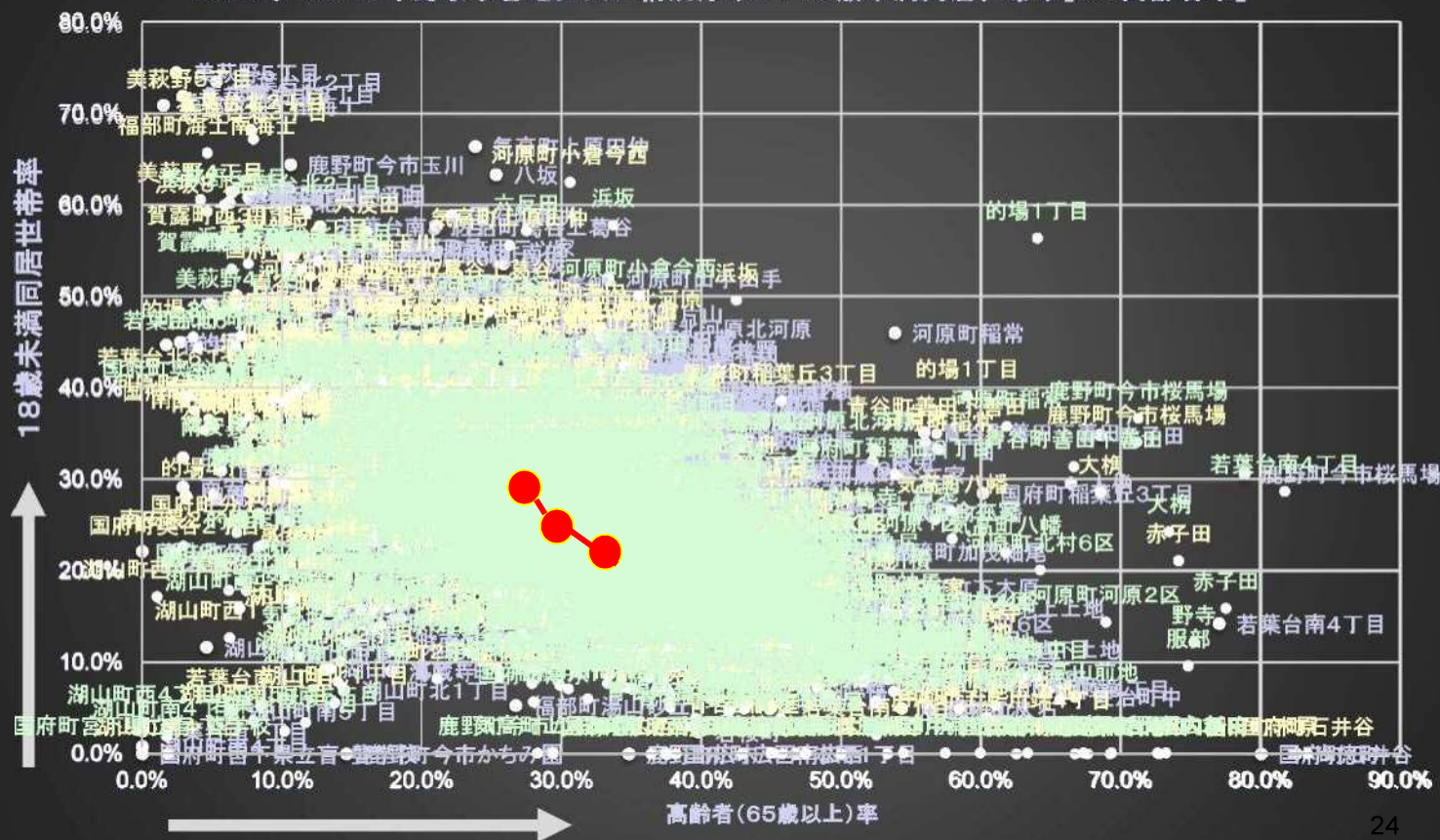
【地域の姿を見る・共有する】鳥取市



2015年鳥取市人口構成分布／「18歳未満同居世帯率」×「高齢者率」

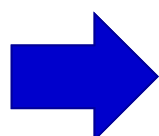


2005年→2015年鳥取市各地区人口構成分布／「18歳未満同居世帯率」×「高齢者率」



数字（人口推計等）は、
数字自体に意味があるのではなく、地域の方が何となく感じていることを「数値」という根拠をもって**見える（可視）化**することに意味がある。

- ◆「〇〇年後には〇〇の世代はこれだけ減るんだあ」
- ◆「〇〇年後には、これまでの行事・イベントは開催できる？」



地域の変化に対応できるように。

「人口増」（または維持）は、
すべての課題を解決してくれる
万能な解決策ではない。

既に住んでる人はさらに高齢化し、
少子化は止まらない。

よりよいまちづくりは、
理想を追いつつ、課題解決も。
小規模でも多様な機能を担える地域に。

押さえておくべきポイント

◆家族が小さくなった

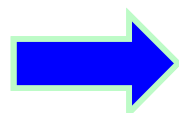
2000年／**2.87**人  2030年予測／**2.34**人

◆「働き方」が変わった

2000年

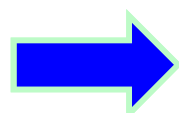
2015年

第1・第2産業 38.5%



27.3%

第3次産業 60.9%



72.8%

押さえておくべきポイント

- ◆これまでの高齢化（元気高齢者、地域を支える側）と、これからの高齢化（支えられる側の増加）は次元が違う

2000年

2025年

65歳～74歳 / 21,896人

25,406人

4.9人

2.1人

85歳以上 / 4,438人

11,972人

2019/7/25

28

押さえておくべきポイント

- ◆これまでの高齢化（元気高齢者、地域を支える側）と、これからの高齢化（支えられる側）は次元が違う

要介護度3以上の推移

要介護3以上の人の4人に1人は
85歳以上（2015年鳥取県）

2010年

2025年

3,732人

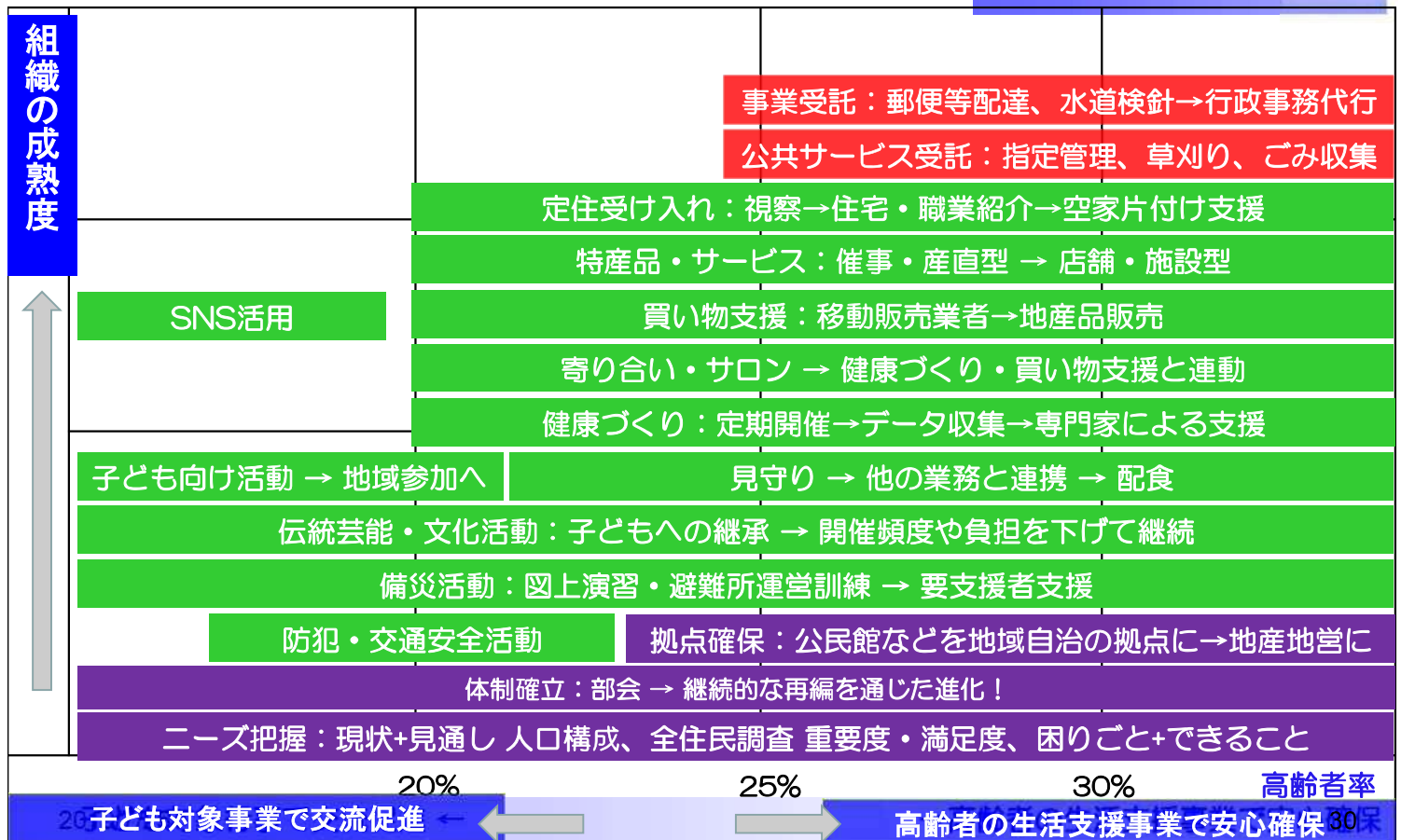
4,952人

2025年の85歳
以上予測は
11,972人
4人に1人だとす
ると
⇒1,238人？

2019/7/25

「第6期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」29

「小規模多機能自治」という考え方



地域の棚卸し



◆地域の棚卸し

- ・人口減、85歳以上増に備えるためには、時間の使い方を変える
→行事を減らし、事業（福祉＋経済）を増やす
- ・地域の行事を全て書き出す
→開催頻度を下げる、時間の短縮、開催時期の検討、合同開催、住民に一覧表の配布
- ・役員在職年数、女性役員比率、年間会議時間を書き出す
- ・組織の統合の検討→実施
- ・「団体ごとに行事」ではなく、「地域のための機能・役割の共有と連携」を考える
- ・部門や部会は、継続より進化や再編を常に意識

◆地域の棚卸し（フォーム例）

組織・団体名・ 会議名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	役員の定数 平均在職年数 女性役員比率 年間会議時間	年間収入額 繰越金額
													役員定数 人 役員平均在職年 女性役員 % 年間会議時間 時間	収入 万円 繰越計 万円
													役員定数 人 役員平均在職年 女性役員 % 年間会議時間 時間	収入 万円 繰越計 万円

【年間計】 ◆地域活動・行事 計（ ）回 ◆地域の活動役員定数（ ）人	会議時間 計（ ）時間 ※延べ時間＝「1回あたり会議時間×平均参加者数×会議回数」 計（ ）人・時間 例／定例会：1回1時間30分×毎回平均20人参加×年12回＝360人・時間	収入 万円 繰越計 万円
---	--	-----------------

2019/7/25

32

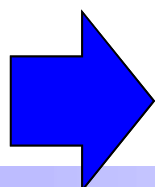
「地域の引き継ぎ帳」

◆地域の引き継ぎ帳

地域の次の世代の担い手のために！

初めて地域の役員につかれる人に多く聞かれるのは、
「最初は本当に何も分からなくて、すごく大変だった・・・」
とのこと。

地域の運営が滞りなくなされるように、誰でも地域の担い手が務まるように、地域の「引き継ぎ帳」のフォーマットを作成。



必要最低限の項目をシンプルに！

2019/7/25

33

「地域の引き継ぎ帳」



うさぎ

うさぎ

◆地域の引き継ぎ帳

【範囲】

〇〇町〇〇番から〇〇番まで

【人口・世帯】

〇〇世帯〇〇人

【兼任・併任の役割】

〇〇会支部長

◇◇委員

□□協議会委員

【組織ごとの会議や行事の一覧表】

〇〇会 年3回 〇月、〇月、〇月

三役会 第3木曜19:00～

□□部会 地域清掃活動、運動会、まつり

【重点事項と対策】

救急情報キット：全戸配布

地域の見守り：民生委員さんと連携 など

【懸案事項と対策のヒント】

- ・後期高齢者の見守り
→役員勉強会
- ・地域の危険箇所
→市役所担当部局に相談
- ・次世代の担い手
→発掘、育成
- ・子どもの見守り
- ・まつりの神輿の担ぎ手
→対策会議

2019/7/25

34

「地域の引き継ぎ帳」



うさぎ

うさぎ

◆地域の引き継ぎ帳

組織・部会名	会議 時期・対象	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全市・連合会	役員会 4回	●			●			●		●			
三役会	第3木19時 三役	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
○部会 △部会 ◇部会 ×部会 ●部会		運動会 全町清掃 植花 救急情報更新 サロソ → → → → → → → → ○祭 全町清掃 防災訓練											
備考													

2019/7/25

35

◆共益的な生涯学習施設から、住民自治の拠点へ

【従来の公民館】

行政が企画・管理し人事権を持つ

住民は生涯学習分野で、行政主催事業に参加する利用者

【例えばこんな取組み】

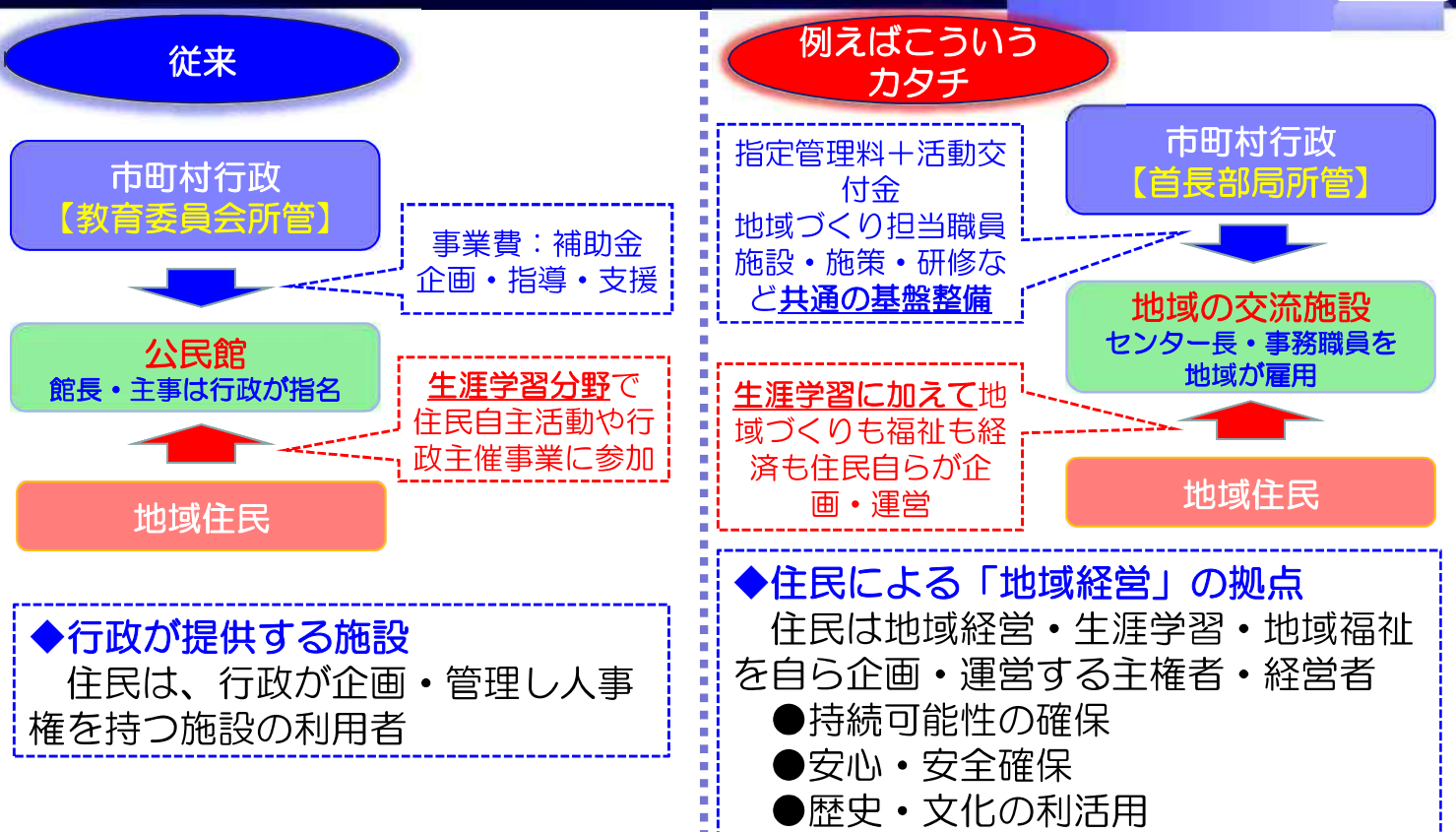
住民は行政と共に、地域経営・生涯学習・地域福祉を
自ら企画・運営する主権者・経営者

地域課題を解決するための住民自治の拠点

2019/7/25

36

公民館の可能性【島根県雲南市・兵庫県豊岡市】



2019/7/25

37

全住民アンケート 始め方・進め方・活かし方

「1世帯1票」から「1人1票」の取組みへ

2019/7/25

■地域づくり・まちづくりは何のため？誰のため？



そもそも、全住民アンケートは、
**何のために
やるのか？**

※アンケート実施が目的化しないように。。。。

自分たちで 考え、話し合い、決め、実行する という**住民自治の再構築**のため。

2019/7/25

40

アンケート実施にあたって留意すること

【アンケート項目の設計】

◆数値化できる設計にする

- ・選択肢形式中心
- ・自由記入は最小限

◆あくまでも個人への質問

- ・どの年齢でも答えられる内容であること

◆住民意識の見える化が目的

- ・要望を聞くような質問は極力避ける

【配布・回収】

◆訪問配布・訪問回収

- ・自治会役員による訪問配布、訪問回収

◆誰の回答かがわからないような配慮を！

- ・回答者が特定されてしまうことを住民は気にする
- ・封筒に入れて提出してもらうなどの配慮を

2019/7/25

41

【実施後】

◆必ず報告会を開催する

- アンケート結果は、しっかりと住民にフィードバックする

◆アンケートはあくまで入口でしかない

- 結果を踏まえ、小さくてもいいので、必ず具体的なアクションを起こすこと

42

17 インターネットの使用有無
18 SNSの使用状況
19 回覧板を見ているか

20 地域活動への関心
21 会議（寄合い）出席の有無
22 役員経験の有無
23 団体への所属状況

24 近所づきあいの悩みごと
25 相談相手の有無

26 女性・若者の声をもっと反映すべき？
27 移住・定住者の受入れの必要性
28 他地域との交流の必要性

14 日常的な交通手段
15 運転免許の保有状況
16 普段どこで買い物をしているか

43

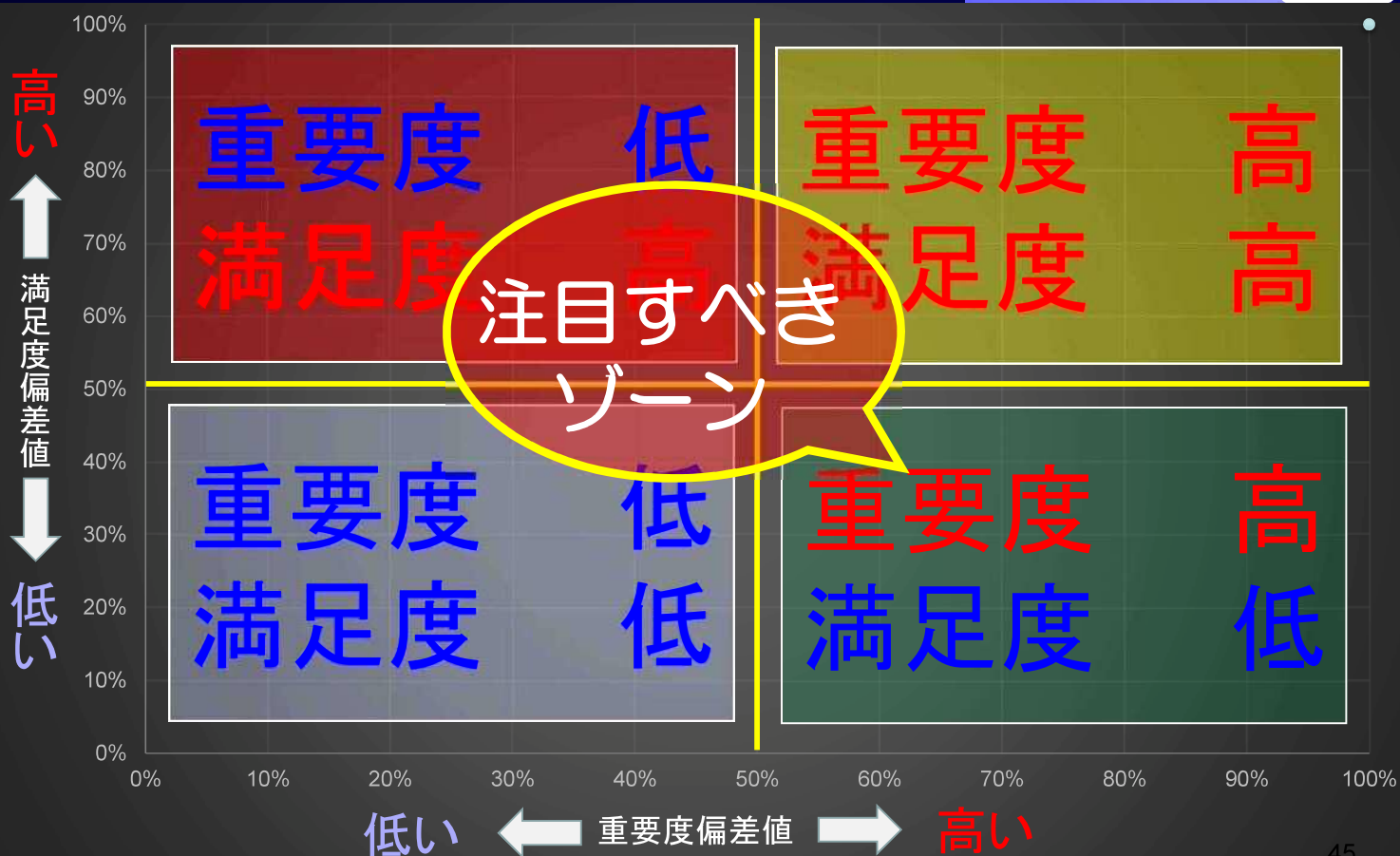
アンケートでの設問パターン

持続可能性

- 29 住み続けたいと思うか？
- 30 自分の子どもに住み続けて欲しいか？
- 31 地域への愛着はあるか？
- 32 地域に対する愛着の変化
- 33 誇りに思う地域資源は？
- 34 幸福度
- 35 幸せのために大切なことは？

2019/7/25

44



45

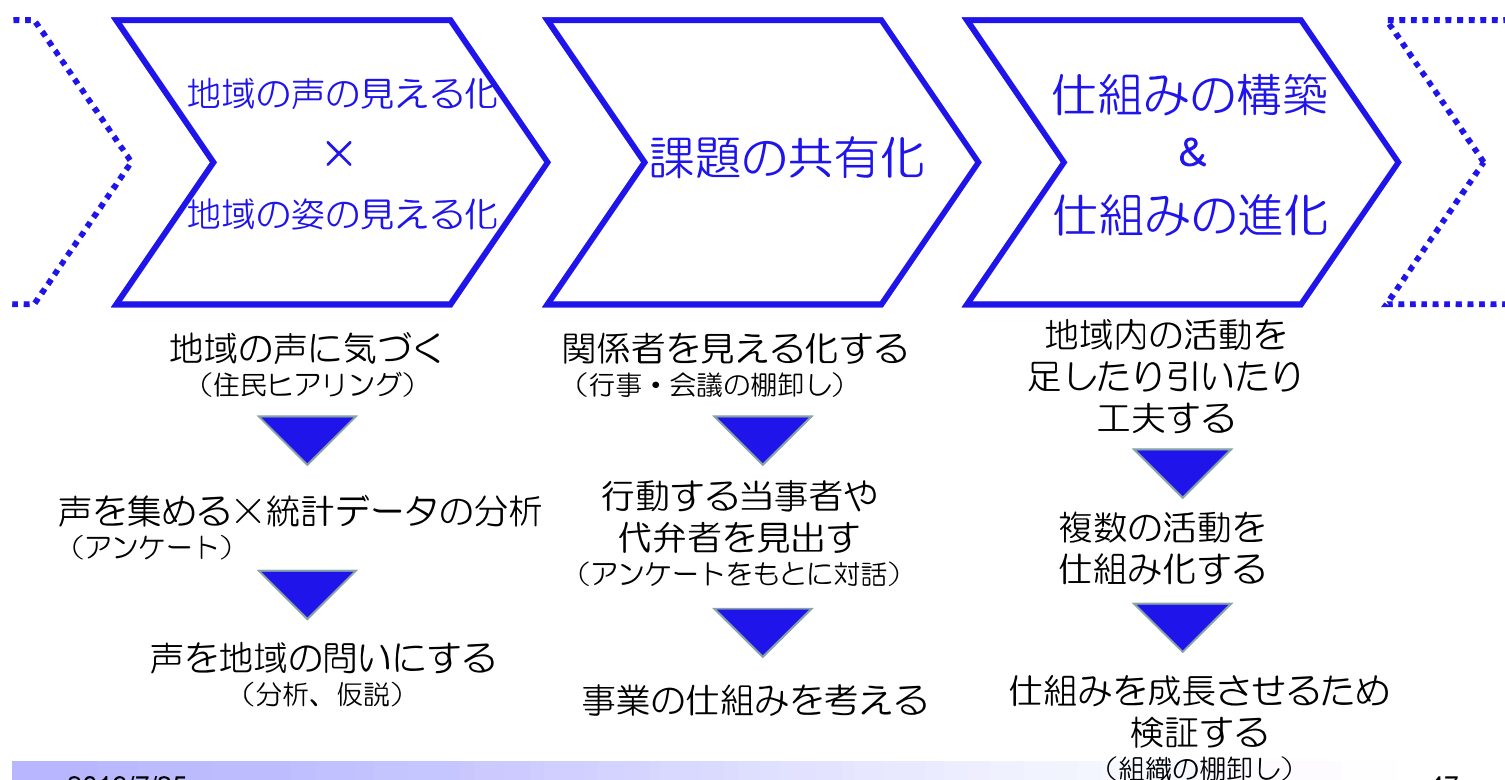
そもそも、全住民アンケートは、
何のためにやるのか？

アンケート実施を 目的にしない！

2019/7/25

46

アンケート実施を目的にしないために



2019/7/25

47

◆持続可能な地域づくりのポイント◆

もはや、地域において、
「これをやっておけば大丈夫！」
という正解（取組み）はない。前例もない。

地域（住民）自らが、
地域の**変化にしなやかに対応できる力**を
身に付けるよう、**進化を続ける**ことが大切

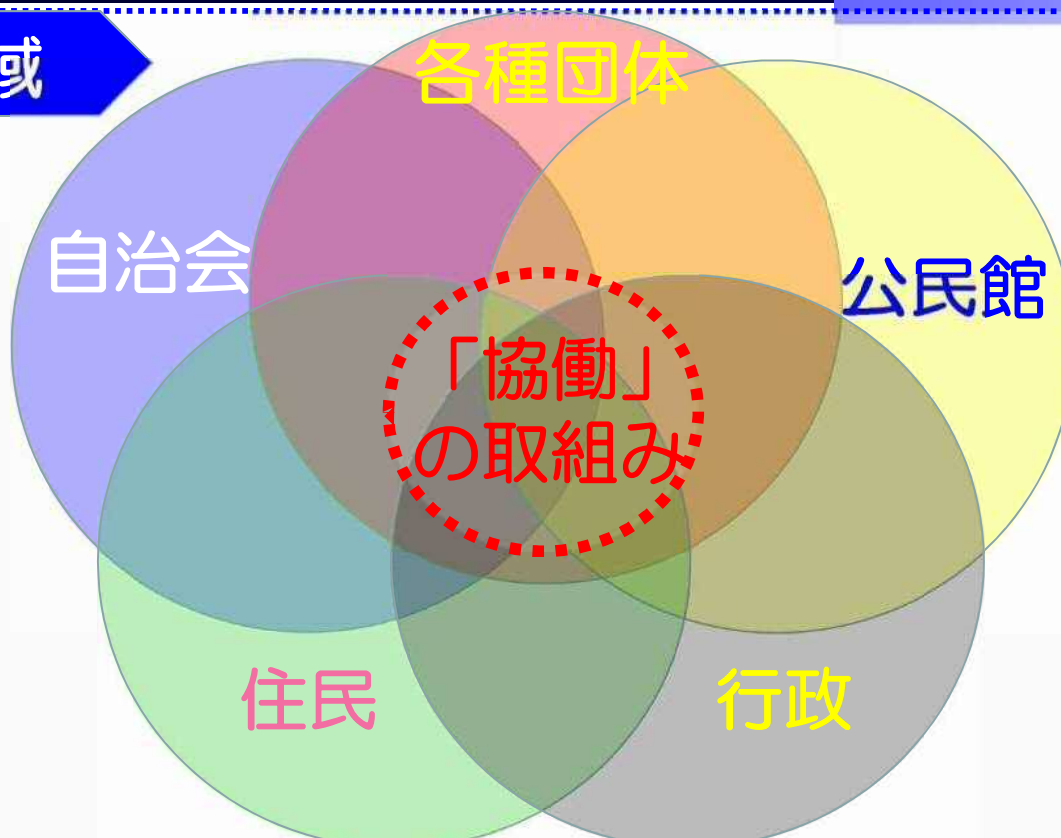
◆持続可能な地域づくりのポイント◆

地域の支援人材は、頼まれたことに応えて動く
（頼まれるまで待って、その範囲内の作業をする）のではなく、**予測などをもとに地域の変化を捉え、「次の地域課題に備える事業や活動」を実践する。**規模は小さくても多機能に担えるよう、積み重ねることが大切。

地域



地域



◆「協働」を失敗しないために

●単年度

→住民と共に、中期計画を練る／ニーズ調査（根拠）

●思いつき

●過度な、官主導・官依存

→行政の限界を地域の限界としないために

●評価がない

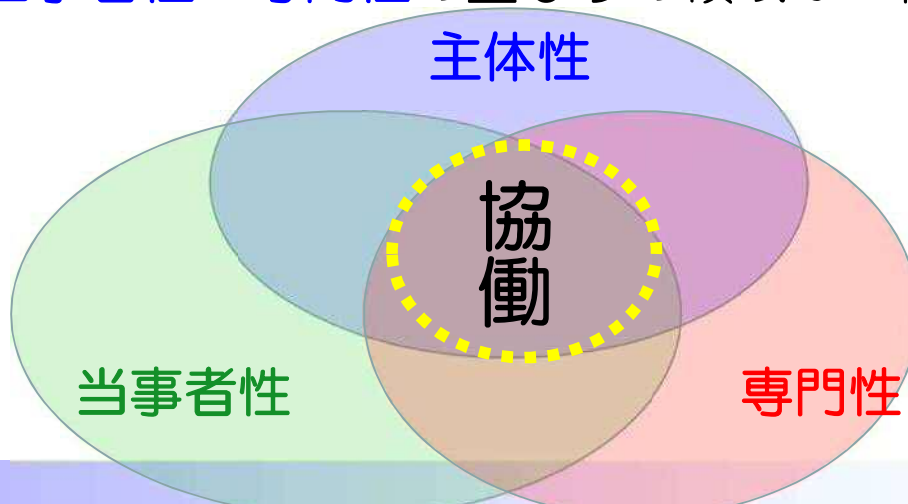
→継続的な改善を住民と共に図る

2019/7/25

52

「協働」は単なる力の貸し借りではない。
力を合わせることによる、**相乗効果を見込んで取組むもの。**
相乗効果を生むためには、双方がその事業を「**したい！**」
という意欲を持ち、「**できる**」という力を持っていることが必要。

主体性・当事者性・専門性の重なる領域が「協働」。



2019/7/25

53

総務企画委員会 資料 文教経済委員会	
令和元年6月19日	
担当課 電話 (内線)	協働推進課 0857-20-3170(内線 80-2340) 生涯学習・スポーツ課 0857-20-3370(内線 80-5140)

令和元年度 地域組織のあり方検討について

1 これまでの取り組み

本市では、平成20年を協働のまちづくり元年とし、まちづくり協議会の設立を呼びかけるとともに、助成金の交付や関係者を対象とした研修会を開催するなど必要な支援を行ってきました。

それから10年が経過し、急速な人口減少や少子高齢化、地域課題の多様化、地域のつながりの希薄化など、地域コミュニティを取り巻く環境は厳しさを増しており、地域によっては、人材や資金の不足など組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があります。

このような状況を踏まえ、地域と共に地域組織のあり方の検討を進めており、平成29年度に実施したアンケートや意見交換、平成30年度に実施したモデル地区との話し合いやフォーラムの結果などを踏まえ、本年度から試行的な制度を運用しています。

【試行的な制度】H31.2.4 協働のまちづくり推進本部確認

目的：地域コミュニティの将来像やあり方を共有し、その実現のために「学びの成果を生かした住民主体の地域づくり」を実践する地域組織を支援する

内容：まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化

まちづくり協議会と地区公民館に関連する補助金等の一括交付

2 令和元年度の取り組み

(1) 試行的な制度の運用と評価

試行的な制度について、明治地区、用瀬地区、佐治地区の3地区が活用を希望され、以下の事業計画で取り組みを進められています。

制度の運用状況は、年に複数回、地域に伺い確認するとともに、まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで情報共有を行います。また、来年度以降の制度のあり方の検討に生かします。

① 明治地区の取り組み

- ・一人ひとりに密着した活力ある地域づくり（生涯学習・コミュニティ部）
- ・健康福祉と人権尊重の地域づくり（健康・福祉・人権部）
- ・安心安全な地域づくり（安心・安全部）
- ・自然環境と特色を活かした地域づくり（自然環境・地域活性化部）

※ 参考に組織図を掲載（次項）。

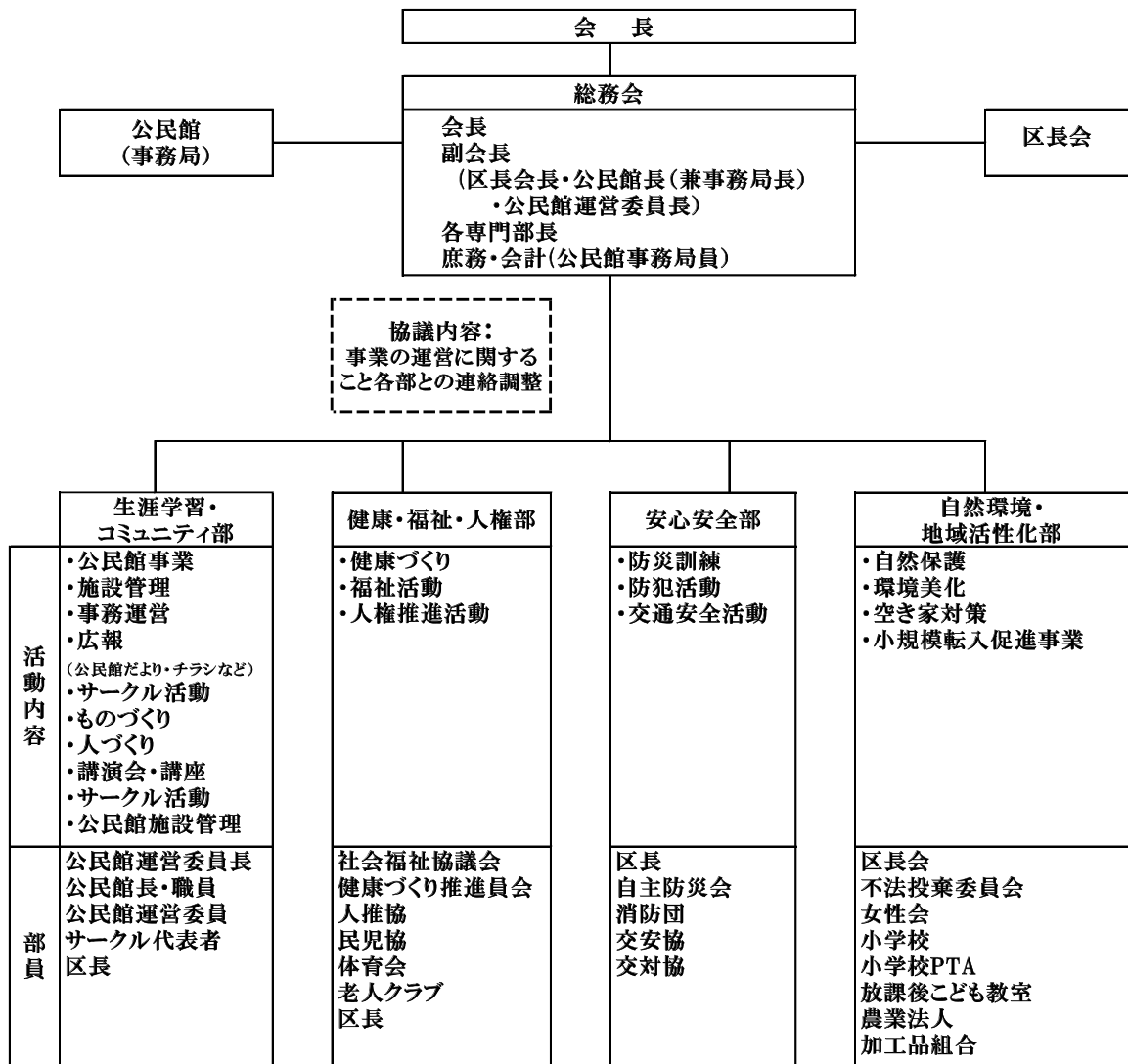
② 用瀬地区の取り組み

- ・災害、人権に関するまちづくり（生活安全部）
- ・環境美化の保全（地域美化部）
- ・文化活動の育成と青少年の健全育成（教育文化部）
- ・健康に暮らせるまちづくり（健康福祉部）
- ・地域の賑わい創出と活性化につながるまちづくり（地域活性化部）
- ・情報の発信と啓発を推進するまちづくり（広報部）

③ 佐治地区の取り組み

- ・健やかに暮らせるまちづくり（健康・福祉部）
- ・個性を生かすまちづくり（文化・スポーツ部）
- ・美しい自然を守り、活気あふれるまちづくり（地域・環境部）
- ・みんなが主役のまちづくり（広報部）
- ・集い、学びあい、つながる生涯学習（公民館事業部）

明治郷づくり協議会組織図



※ 平成 31 年 4 月に組織改編。取り組みを通じて地域づくりと社会教育のより一層の連携を進める。

(2) フィールドワーク（モデル地区との意見交換）の実施

引き続き、地域組織のあり方を共に考えていただくモデル地区を募り、市の制度や支援のあり方について検討を進めます。

本年度は、① 現在進めている試行的な制度、② 地区公民館の地域運営（来年度からの試行に向け検討）を主な内容とし、昨年度話し合いを進めてきた宮下地区、佐治地区に加え、試行的な制度の活用地区、その他希望される地区（募集中）と共に話し合いを進めます。

3 全体スケジュール

検討スケジュールは、資料 3-1 のとおりです。

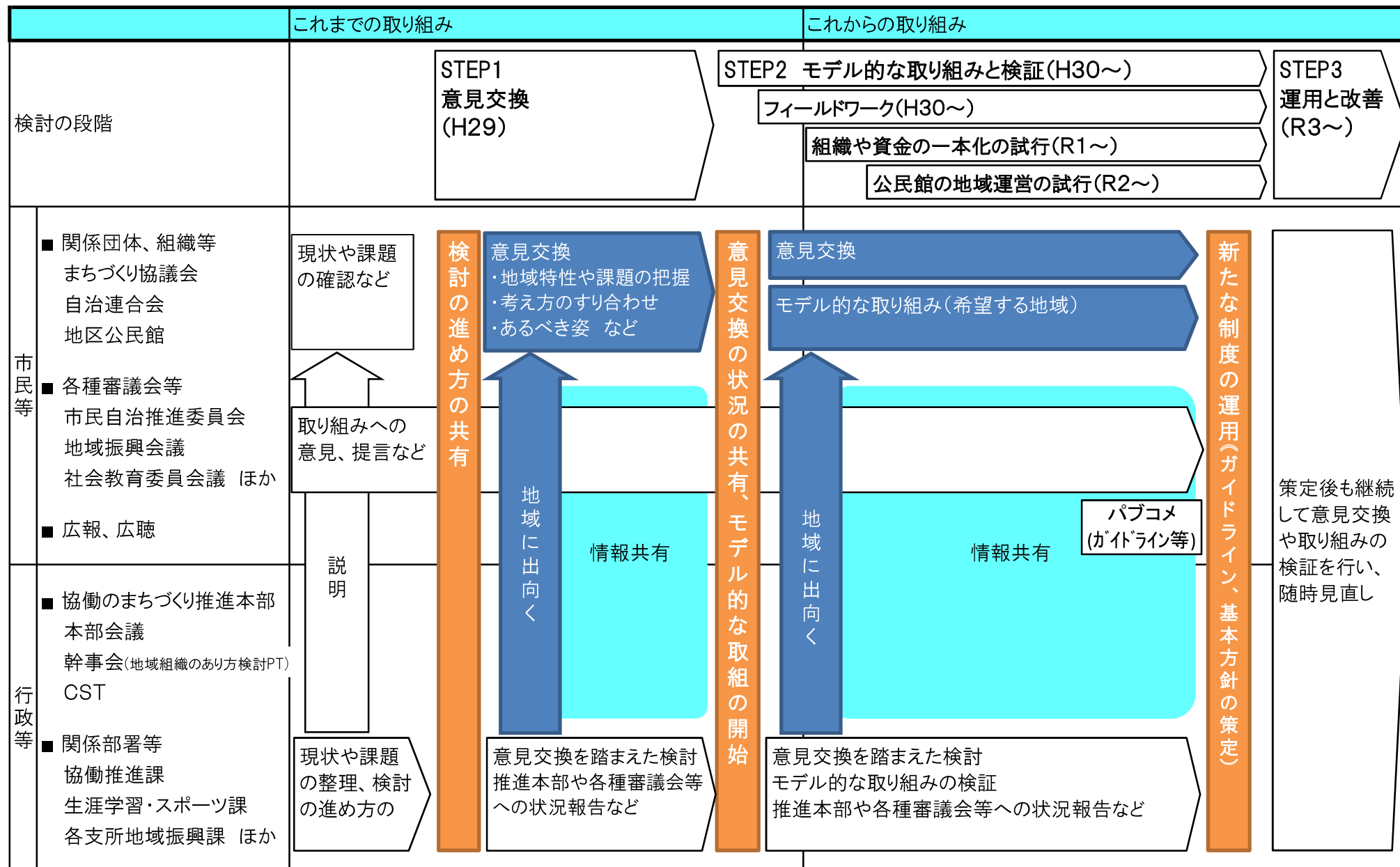
市民自治推進委員会からは、全市一律の制度とするのではなく、それぞれの地域に合ったやり方を選択できるような制度設計が必要であるとの意見をいただいております、地域からも、柔軟な運用ができる仕組みづくりが求められています。

引き続き、地域や関係団体（組織）、関連する審議会等の意見を伺いながら、令和 3 年度からの本格運用を目指し、市の制度や支援のあり方の検討を進めます。

協働のまちづくり推進本部(H29.8.7決定、H30.6.4更新、H31.2.4更新)

地域組織のあり方検討(協働のまちづくりガイドライン、地区公民館の活用の基本方針)の進め方イメージ

検討に当たっては、次のステップ(段階)を経ることとします。STEP2のモデル的な取り組みと検証は、状況に応じ、複数次に分けて行います。



鳥取市議会 令和元年6月定例会 一般質問（6月21日） 長坂議員（概要抜粋）

1 地区公民館運営に関連して

（1）地区まちづくり協議会に対する総括について

■ 長坂議員

鳥取市では、自治基本条例が施行された平成20年を協働のまちづくり元年とし、地区公民館を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域コミュニティ計画に基づく活動への助成や公民館職員の1名増員など支援を行うこととし、まちづくり協議会の立ち上げを呼び掛けてきました。

現在、市内全61地区にまちづくり協議会が設置され、すでに10年以上、活動が進められていますが、いま一度、この間を振り返ってみて、今日までのまちづくり協議会の取り組み経過についてどのように総括され、その中で見えてきた課題について市長はどのように認識されているのか伺います。

□ 深澤市長

協働のまちづくり元年である平成20年度以降、市内全61地区にまちづくり協議会が設立され、地域コミュニティ計画に基づく、さまざまな活動が展開されてきているところです。この十数年間で、地域の皆さんが主体となられた、地域課題の解決や魅力あるまちづくりの取り組みは、広がりを見せており、地区公民館を拠点とする地域コミュニティの活動は着実に成果を上げてきていると認識しています。

一方で、急速な人口減少や少子・高齢化、地域課題の多様化など、地域コミュニティを取り巻く環境は、まちづくり協議会が設立された当時より厳しさを増してきており、地域によりましては、人材や資金の不足など、組織や活動の維持存続に不安を抱えておられる状況があると認識しているところです。

（2）地区公民館モデル地区指定の根拠と今後の考え方について

■ 長坂議員

地域組織のあり方検討の取り組みとして、平成29年8月、協働のまちづくり推進本部会議において検討の進め方を確認されて以降、各地域のまちづくり協議会、地区公民館の現状把握と、それらを踏まえたモデル的な取り組みとして、平成30年度に2つの地区、すなわち宮下地区と佐治地区をモデル地区として指定されていますが、指定の根拠や理由について伺います。

□ 安本市民生活部長

地域組織のあり方検討の取り組みの中におきまして、平成29年度に、まちづくり協議会やその事務局である地区公民館を対象にして、地域組織のあり方についてアンケート調査や意見交換などをさせていただいてきました。その中で、1つ目には組織の重複の解消による運営の効率化、2つ目として補助金などの資金の一本化、3つ目として公民館の地域による運営など、主にこの3点が課題解決に向けたキーワードとして挙げられたところです。

平成30年度は、これら課題解決の可能性について、地域の特性や実情を踏まえた検証を市と一緒にやって行っていたただける地区を募ったところ、宮下地区と佐治地区から希望があり、ともに検討を進めることとしたものです。

■ 長坂議員

昨年度、地域組織のあり方検討で宮下地区、佐治地区、2地区を指定されたわけですが、具体的にどのような協議をされて、その結果を今年度の取り組みにどのように生かされているのか、その内容について伺います。

□ 安本市民生活部長

モデル地区の宮下地区、佐治地区とは昨年度、定期的に話し合いを重ねてさせていただいてきました。その中で、地域が目指す姿やイメージを共有し、組織のあり方、資金のあり方、運営のあり方について段階的に整理しながら、将来を見据えた組織や運営のあり方について、一緒になって検討を進めてきました。これら検討の中で、モデル地区からは、まちづくり協議会と公民館運営委員会の組織の一体化、関連する補助金などの一括交付、地区公民館の地域運営など、本市の制度の見直しに期待が寄せられたところです。

これらの検討を踏まえ、本年度からは、1つには、まちづくり協議会と公民館運営委員会の一体化を図ることができるよう、鳥取市公民館条例施行規則の一部改正を教育委員会が行いました。また、2点目として、まちづくり協議会と地区公民館の事業に関する補助金や委託料を一括して交付する地域組織支援モデル事業一括交付金を試行的に制度化したところです。本年度、地域としては、明治地区、用瀬地区、佐治地区の3つの地区において、この試行的な制度を活用いただいているところです。

■ 長坂議員

モデル地区を募って地域組織のあり方の検討を進める取り組みは、今後も計画的に継続してなされようとしているのか伺います。

□ 深澤市長

このモデル地区の取り組み状況は、適宜、情報発信をしており、今年度も、試行的な制度に関心を寄せていただいている地区へ説明に伺うようにしているところです。今後も引き続き、モデル地区を募り、ともに話し合いをしながら進めていきたいと考えています。

■ 長坂議員

それは、手挙げ方式ですか。

□ 深澤市長

3地区について、試行的に取り組みを進めていただいていますので、そういった状況等についても各地区に説明いただき、自分たちの地域でも新たな取り組みをやってみようという意向があれば、一緒に話し合いをしながら進めていこうと考えているところです。

(3) 地域組織のあり方検討の進捗と今後について

■ 長坂議員

少子・高齢化の進行により地域の担い手不足が深刻化しているわけですが、地域からは、自治会とまちづくり協議会の会長が数多くの地区で重複している、例えば鳥取地域では33地区中16地区、そして新市域では28地区中5地区で会長がダブっています。自治会とまちづくり協議会はどう違うのか、公民館が主体となってまちづくりを進めたいが、公民館職員が多忙になってきているという話もお聞きます。

今後の協働のまちづくりをどう考えていくのか。そこで、平成30年12月2日に開催された平成30年度参画と協働のまちづくりフォーラムで、市長はまとめの中で、地域の特性

や強みを生かした地域運営を行っていただきたい、来年度以降、具体的に地域の実情や時代に即した制度、支援の見直しを行いたいと発言しています。まちづくり協議会のあり方について、今後どのようにお考えになっているのか、見直しの考え方も含めて、あるのかないのかも含めて伺います。

□ 深澤市長

まちづくり協議会を含めた、地域組織のあり方検討について、鳥取市自治基本条例に基づく附属機関である市民自治推進委員会からは、全市一律の制度とするのではなく、それぞれの地域の実情に合わせて選択できるような制度設計が必要であるとの意見をいただいているところです。

また、地域からは、地域づくり懇談会において、まちづくり協議会事務局の充実や役割の明確化が必要、地域づくりに関連する団体（まちづくり協議会や自治連合会、地区公民館）が一体となった取り組みを進めたい、まちづくり協議会でなくても同じような目的の団体であれば補助金を出すなど柔軟な制度にできないかなど、さまざまな御意見をいただいております。

地域の特性や持ち味に応じて柔軟に制度を運用していくことは非常に大切なことであると考えており、仕組みづくりに当たっては、一律ではなく、地域の実情に合わせて選択できるものとなるよう、地域のいろいろな御意見をいただきながら、一緒になって検討を進めたいと考えているところです。

見直しなのかどうかということでお尋ねをいただきましたが、まちづくり協議会を設置して10年以上が経過しています。その間、社会の状況も大きく変わってきていると思いますので、そのような社会情勢等に合った制度としていく見直しは、必要であると考えているところです。

■ 長坂議員

全市一律ということは考えていません。現行どおりで行うところもあるでしょうし、公民館事業と一体化したほうがよりスムーズにいくのではないかという地域もあると思います。その辺は柔軟に対応していけばいいと思っていますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そこで、地域組織のあり方検討は継続的にこれからも取り組んでいこうとされているのか、スケジュールも含めて伺います。

□ 深澤市長

地域組織のあり方検討は、第10次総合計画（計画期間：平成28年度から令和2年度まで）において取り組むこととしており、引き続き、地域、また関係団体、関連する審議会等の御意見を伺うとともに、試行的な制度を実施していきながら、令和3年度からの制度運用を目指して検討を進めていきたいと考えています。

（4）地区公民館の運営形態について

■ 長坂議員

地区公民館の運営について、例えば松江市や倉吉市の地区公民館は、指定管理者制度を導入されています。本市は、現在の運営形態をそのまま継続していこうとされるのか、あるいは指定管理者制度の導入について検討していこうとする考え方なのか、市長並びに教育長の見解を伺います。

□ 深澤市長

本市としては、社会教育と地域づくり活動のより一層の連携を図り、住民自治を推進していくことが大切であると考えており、活動の主体となられる地域組織が、より裁量を持って地区公民館の運営を行っていただくことができるよう、指定管理者制度を活用することも選択肢の一つであると考えています。引き続き、地域や市民自治推進委員会、社会教育委員会などの御意見もいただきながら検討を進めていきたいと考えています。

□ 尾室教育長

地区公民館は、平成 20 年に鳥取市自治基本条例が制定され、コミュニティ活動の拠点施設という位置づけが加わり、社会教育のみならず、地域づくりの拠点としても重要な機関となりました。持続可能な地域づくりを進めるための学びや人づくりがより一層求められているものと認識しています。

教育委員会としては、地域の社会教育の振興という機能の向上を図るとともに、社会教育を基盤とした住民自治の仕組みづくりが必要であると考えています。そのためには、地域の実情に合った公民館の運営形態が選択できることが大切と考えており、地区公民館への指定管理者制度の活用もその選択肢の 1 つであるとは考えています。

■ 長坂議員

私は、指定管理者制度それ自体を全てよしとはしていません。指定管理者制度の関係の質問をしたのは、松江市の例があるからです。松江市は全体で 32 の地区公民館があり、そのうちの 28 館が指定管理です。4 つの地区公民館、松江市に合併しました東出雲町は直営ということです。

松江の 28 の地区公民館の館長の勤務は週 29 時間であり、報酬は月額 21 万 5,000 円です。鳥取市の場合、館長は現行週 12 時間で 6 万 3,000 円です。本市と松江市を比較するとかなりの賃金格差があるわけで、指定管理者制度に移行して公民館長、職員の皆さんの処遇改善が図られるのであれば、私はそれもよしだと思っています。指定管理者制度の導入に当たり、処遇改善も含めた検討をしっかりとっていただきたいと思います。

(5) 会計年度任用職員への移行に伴う課題について

■ 長坂議員

地区公民館長会で来年の 4 月以降、会計年度任用職員制度の導入に向けた検討状況の説明があったようですが、それによると館長の勤務時間は週 19 時間で検討されているようです。大胆な質問をすると怒られるかも知れませんが、地区公民館は地域コミュニティの重要な拠点であり、館長はフルタイムにして、意欲のある例えば 40 代でも 50 代でも、優秀な人材を活用しながら、もちろんそれには生活ができる賃金保障する、そういったことをもうそろそろ検討してみる時期に差しかかっているのではないかと考えますが、市長の認識を伺います。

□ 深澤市長

本市では、このたびの会計年度任用職員制度導入に当たり、昨年 9 月に地区公民館長を対象に勤務形態調査を実施しました。その結果、現状を踏まえた館長の勤務時間は週 15 時間から 20 時間、この回答が全体の 59%を占めるという結果でした。人口減少、少子・高齢化により、地域では担い手不足が深刻な状況にある中で、現状に近い勤務形態、職務内容と勤務時間とすることが新制度への円滑な移行につながるものと考えているところです。

大胆な御提案ということでした。そういった考え方ももちろんあると思っていますので、

御提案として受けとめさせていただきたいと思います。現在のところ、新制度への円滑な移行ということを考え、この調査結果をもとにした制度としていきたいと考えているところです。

■ 長坂議員

今の答弁は、以前、私が質問したときの答弁と一緒になんです。現行の公民館長の意向がそうであるからと。そうではなく、地域のまちづくりをしていくという視点に立った、鳥取市としての行政としての基本的な物の考え方についてどうですかということを尋ねたわけですから、そういった立場でお答えをいただきましたかと思うます。

会計年度任用職員への移行に際して、公民館長も特別職から会計年度任用職員として勤務時間も7時間ほど延びるわけですが、身分の変更など制度改正するのであれば、本来その改正に伴った報酬額などの具体的な勤務諸条件は大枠この程度になるということも含めて、早い段階で説明していくべきだというのが、私は本来の姿ではないかと思います。それがいまだ何もなされていない。この現状について、市長はどのような見解を持っているのか伺います。

□ 深澤市長

会計年度任用職員へ移行後の報酬額などの具体的な勤務条件等については、現在、鋭意検討を進めているところです。また、国におかれても現状等を今調査しておられる状況にあります。また、勤務条件等の内容については条例で定めていく必要がある事項もありますので、9月定例市議会において提案させていただき、議決をいただいた後に説明していきたいと考えているところです。

■ 長坂議員

公民館長や公民館職員の皆さん、本当に悶々とした気持ちでおられます。全ての館長や職員の皆さんに聞いたわけではないですが、努力をいただきたいと思います。

そこで、会計年度任用職員の報酬は、一般行政職の給料表と連動とあるが、どのような検討を進めているのか伺います。

□ 河井総務部長

会計年度任用職員の報酬については、国の示される報酬決定の考え方によると、常勤の職員の給与を基礎とすることとなっていますので、それをもとに、一般行政職給料表の一部を参考とした新たな給料表を作成し、運用していく方向で検討しているところです。

■ 長坂議員

公民館職員の勤務時間は、非常勤職員として週29時間から30時間になると検討されていることですが、例えばここ3カ年の公民館職員の時間外勤務手当の実績について伺います。

□ 安本市民生活部長

地区公民館職員の過去3年間の時間外勤務の年度ごとの合計時間数で答えさせていただきます。まず平成28年度が2,317時間、平成29年度が3,100時間、平成30年度が3,797時間です。

■ 長坂議員

平成 30 年度が 3,797 時間ですね。公民館長を除いた公民館職員さん、鳥取市全体 183 名で割ってみると、1 人年間 21 時間です。その時間が本当に多いのか少ないのかは申し上げませんが、私は（実態よりも）少ないような気がします。もちろん、公民館職員さん同士でシフトを組んだりして時間調整もしておられるでしょうが、例えば地域のイベントがあったときはかなりの時間働いておられます。改めてこの問題については別途議論させてもらいます。

会計年度任用職員制度では、昇給制度の導入を検討されているようです。公民館長会の説明資料によると、昇給的概念の導入という表現になっていますが、具体的にどのような検討が進められているのか伺います。

□ 河井総務部長

会計年度任用職員の任用期間は 1 会計年度とされており、再度任用時の報酬決定に当たっては、任用のたびに定めるべきものとされているところです。なお、常勤職員の昇給制度との権衡を考慮することが適当と国から示されていますので、それをもとに検討しているところです。

■ 長坂議員

今まで昇給制度がなかったが、国の考え方としてそういう方向も含めて検討ということですから、しっかり検討いただきたいと思います。

新地方公務員法の改正によって、会計年度任用職員には期末手当の支給が可能となり、本市においても支給の方向で検討されているとのことです。今までは全くなかった。そういった意味では一步前進であり、評価したいと思います。具体的な支給率はどう検討をされているのか伺います。

□ 河井総務部長

期末手当については、常勤職員との権衡、業務の内容、職務の責任の程度及び国からの財政措置の動向も踏まえ、9 月定例市議会への提案に向け、具体的な支給率を検討しているところです。

■ 長坂議員

国からの財政的支援は、今まではなかったのか伺います。

□ 河井総務部長

そういう支援はありません。

■ 長坂議員

具体的な勤務諸条件について、いつごろまでに結論をまとめて、対象の職員さんに御説明されようとしているのか、スケジュールを伺います。

□ 深澤市長

先ほども御答弁申し上げたように、報酬額などの具体的な勤務条件等については、条例で定める必要がある事項もありますので、9 月定例市議会において提案させていただき、御審議、議決をいただきたいと思います。

その後に説明していきたいと考えているところですが、会計年度任用職員制度の概要や

任用方法などについて、最終的にこれから詰めていこうといった段階にありますので、議会での議決をいただくということがありますが、お知らせできる内容がまとまった段階でそれぞれ随時、できる限り早くお知らせしていきたいと考えています。

■ 長坂議員

確認しておきます。条例等の関係については当然議会の議決を必要とするが、公民館職員、会計年度任用職員の皆さんの処遇の問題について、議会の議決を必要とするのか伺います。

□ 深澤市長

報酬額等々について議会の議決を必要としていますので、議決がない段階でお知らせするという事にはなりません。議決をいただいてからということですが、該当される職員の皆さんには、お知らせできる部分は、できる限り早くお知らせしていきたいと考えているところです。

■ 長坂議員

では、9月議会終了後ということになると思いますが、情報提供でき得る部分についてはやはり速やかに皆さんにお知らせしていただくということを強く申し上げて質問を終わります。

(了)

鳥取市地域組織支援モデル事業一括交付金

運用状況（令和元年7月）

1. 一括交付金とは

（1）制度の目的

① 地域課題解決に向けた活動と学習の連携、② 組織の重複の解消による役員負担の軽減、③ 煩雑な事務処理の軽減などを目的として、本年度から試行的に進めています。

※ 制度概要は別紙参照

（2）制度の運用と評価

本年度、明治地区、用瀬地区、佐治地区の3地区が活用を希望され、取り組みを進められています。

制度の運用状況は、年に複数回、地域に伺い確認するとともに、まちづくり協議会の研修会や地区公民館の会議などで情報共有を行います。また、来年度以降の制度のあり方の検討に生かします。

2. 運用状況のヒアリング（7月分）

7月12日（金）から17日（水）にかけて、協働推進課、生涯学習スポーツ課の職員が地区公民館に伺い、運用状況のヒアリングを行いました。

ヒアリング実施日：佐治地区	7月12日（金）	9：50から11：15まで
用瀬地区	7月16日（火）	14：25から15：45まで
明治地区	7月17日（水）	13：40から15：20まで

ヒアリングの結果、3地区とも順調にスタートしていることが確認できました。

このたびのヒアリングは、取り組みの初期段階でもあり、今後の運用のあり方について意見交換する場面が多くありました。引き続き、社会教育と地域づくり活動のより一層の連携を図り、住民自治を推進していくことができるよう、地域と一緒にって運用状況を確認していきます。

個別の状況は以下のとおりです。

（1）組織の一体化について

① 役員の重複の軽減について

- ・ 総会の承認を得て、公民館運営委員会は廃止している。（佐治）
- ・ 以前から重複はなかった。組織がすっきりしたと思っている。（用瀬）
- ・ 役員の重複は減った。（明治）

② 会議の数の減少について

- ・ 会議は減ったが、元々会議の数は少なかった。（佐治）

- ・特に変わっていない。(用瀬)
- ・各部の会議は増えたが、役員 1 人あたりの会議の数は減少している。(明治)

③ 社会教育とまちづくり事業の連携について

- ・会合など、連携できるところは実施している。(佐治)
- ・もともとまちづくり協議会設立前は連携して行っていた。今年度も連携して事業を進める計画を立てている。(用瀬)
- ・今はまだ 1 つの事業部が社会教育を担っている状態。今後、他の部の事業との関連づけが必要。(明治)

④ 問題点や課題について

- ・今はまちづくり協議会の事業も公民館職員が主体的に担っており、負担に感じている。NPO 法人となるにあたり、まちづくりの事業を各部会が主体的に行えるよう働きかけていくことが課題。(佐治)
- ・会議の回数は増えているので、複数の会議を 1 つにするなど工夫が必要。(明治)

(2) 資金の一体化について

① 事務処理の軽減について

- ・公民館運営費はこれまで支所で支払いしていただいていたおり、公民館で支払いを行うことになって事務の手間が増えた。(佐治)
- ・会計管理を 3 人から 1 人にした。金額が大きくなったが、職員同士でコミュニケーションをとりながら運用できている。(用瀬)
- ・公民館運営費については、市に請求書などを持ち込まなければならなかったが、公民館で支払いができるようになり事務の負担が軽減した。(明治)

② 運営の変化について（地域の意向に沿った運営ができているかなど）

- ・補助金の使いやすさは向上したと思う。(佐治)
- ・生涯学習委託事業費を使いこななければという負担がなくなり、融通が効く運用ができるようになった。(用瀬)
- ・1 つの補助金にまとまったことで、地域の裁量が増え、また使途の融通が効くようになった。(明治)

③ 問題点や課題について

- ・まちづくり協議会が事業主体となるため、館長の位置づけ（立ち位置）を考える必要がある。(佐治)
- ・事業検討にあたり、可能な限り住民の声を反映させるようにしたため、予算編成に時間を要することとなった。結果として住民の満足度は高まっている。(明治)

平成31年度モデル的制度の概要

～鳥取市地域組織支援モデル事業一括交付金について～

1. 事業概要

- (1) 事業名：地域組織支援モデル事業
- (2) 補助事業者：まちづくり協議会
- (3) 補助事業内容：
 - ① 地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力しながら、地域住民が主体となって身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく取組
 - ② 地域の実態（地域課題）に応じた教育活動を通じ、学びの成果を生かした地域コミュニティの維持や活性化、人材育成に貢献する取組
- (4) 定額交付（限度額：101万円～103万2千円）
 - ※ 内訳
 - ・コミュニティ育成支援事業 運営補助5万円、活動補助40万円
 - ・生涯学習委託事業 48万5千円
 - ・公民館運営費 7万5千円～9万7千円
(消耗品費、印刷製本費、役務費等 世帯数で変動)

2. 補助対象経費

事業に要する報償費、謝金、賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、原材料費、その他市長が特に必要と認める経費等 ※ 不動産取得費は除く

ただし、次のような事業に係る経費は対象外とする。

- ・国、県、市から別の補助を受けて実施する事業
- ・政治的、宗教的な事業

(備考：飲食の取り扱い)

食材については、調理加工して事業に使用するための食材は補助対象とする。直接の食事を目的とした食材（例：弁当、菓子、アイスクリーム等）やスタッフのために用意した食事は補助対象外とする。

飲料については、事業実施のために必要なものは補助対象とする。

3. 交付金活用のために必要なこと

地域の課題解決に向け、まちづくり協議会と公民館運営委員会を一体化し、活動と学習のより一層の連携が図られること。

※ 規約と組織図により確認する。

4. 交付申請

(1) 書類提出先：協働推進課

(2) 提出書類：

① 補助金等交付申請書

② 事業実施計画書

③ 収支予算書

④ 規約（組織図） ほか

(3) 事業の対象期間：平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

5. 実績報告

(1) 報告期限：

補助事業完了後1か月以内、または平成32年4月10日のいずれか早い日まで

(2) 書類提出先：協働推進課

(3) 提出書類

① 補助事業等実績報告書

② 事業実施報告書

③ 収支決算書 ほか

6. 運用状況の確認

年に複数回地域に伺い、運用状況を確認する。

① 計画作成時（3月）

② 事業実施中（7月～9月頃）

③ 事業終盤（11月～1月頃）

④ 事業完了後（2月～3月頃）

【担当】 〒680-8571 鳥取市尚徳町116
市民生活部協働推進課 コミュニティ支援係 清水
教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課 生涯学習係 山本
(連絡先：協働推進課)
電話：0857 (20) 3171 (直通) F A X : 0857 (21) 1594
メール：kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

資料5

令和元年度～令和2年度 市民自治推進委員会 スケジュール

	令和元年度				令和2年度				
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
委員会開催月目安	①	②③	④	⑤⑥	①	②③④	⑤⑥⑦	⑧⑨⑩	
委嘱状の交付、委員長の選出	●								
活動計画の確認	●				●				
市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)審査会委員の選出	●				●				
市民まちづくり提案事業(協働事業部門)の審査			●			●			
市民活動表彰者の選考				●			●		
参画と協働のまちづくりフォーラム	実施時期・方向性の決定		準備・実施(実施については令和2年度中)						
委員会活動報告書の作成				活動報告書の作成	取りまとめ				
委員会意見書の提出							内容の検討・作成	提出	
自治基本条例の見直し答申			(必要に応じて令和元年度から審議)		見直し審議		答申内容の検討・作成	答申	
地域組織のあり方検討	検討状況は随時委員会で報告								